

別表第2

経費負担区分

業 務 内 容	甲（施設）	乙（業者）	備 考
給食施設に係る費用（償却・修繕費等含む）	○		乙の故意または過失時は乙の負担
水道光熱費	○		可能な限り節減に努めること
冷暖房空調費	○		可能な限り節減に努めること
通信連絡費		○	
防虫防鼠費	○	△	日常の殺虫剤は乙負担
厨芥処理費（生ごみ・残飯処理費）		○	箕面市に依頼する場合、指定有料ゴミ袋等が必要
廃油処理費		○	
什器・備品の購入と補充	○		食器、鍋、ミキサー等 乙の故意または過失時は乙の負担
消耗品費（営業用含む）		○	洗剤（食洗器含む）、薬剤、ゴミ袋、清掃用具等
コンピューター及び付帯経費（用紙等）		○	
食材料費		○	
備蓄食材料費	○		内容は甲乙協議のうえ決定する
人件費		○	
保健衛生費		○	検診、検便、被服費、クリーニング代、衛生指導
作業被服費		○	
職員交通費		○	
職員募集費		○	
電話設置費		○	
賠償責任保険料		○	製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険
営業許可申請費用		○	保健所関係費用
事務用品及び諸雑費		○	